

大町市地域公共交通計画（案）にかかる  
パブリックコメント実施要領

1	件 名	「大町市地域公共交通計画（案）」についての意見募集
2	目 的	「大町市地域公共交通計画」を策定するにあたり、広く案を公表し、市民の意見提出という形で市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見を反映させることを目的とする。
3	事 業 説 明	<p>本市では、市内の移動手段として中心的な役割を担う市民バス「ふれあい号」が、平成 12 年から運行を開始するとともに、平成 25 年には「大町市地域公共交通総合連携計画」を策定し、現在に至るまで市民の生活を支える移動手段の維持・確保に向け、様々な交通施策を推進してきました。</p> <p>公共交通の重要性は高齢化の進展等によりますます高まる一方、自家用車の普及や人口減少等による公共交通利用者の減少に加え、交通事業者の経営悪化や運転手不足の深刻化等により、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>本計画は、さらなる人口減少や高齢化等を見据えつつ、本市の実情にあった持続可能な公共交通の構築を目指し、今後の公共交通のマスター プランとして基本的な方針を策定するものです。</p> <p>新たな計画の基本方針及び個別施策等を策定するにあたり、広く市民等から意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。</p>
4	対 象 者	(1)市内に在住・在勤・在学又は事業を営む全ての人 (2)市内に事業所を有する法人又はその団体
5	資料内容及び 公表方法	(1)公表する資料 「大町市地域公共交通計画（案）」 (2)公表場所 担当課窓口（情報交通課交通政策係）、八坂支所、美麻支所、大町市ホームページ
6	公表期間及び 意見募集期間	令和 7 年 2 月 6 日（木）から令和 7 年 3 月 7 日（金）
7	意見の提出方法 及び提出先	<p>意見提出様式に必要事項を記入のうえ、以下の方法で提出。</p> <p>(1)公表場所の窓口への提出（代理人提出可） (2)郵送による送付（令和 7 年 3 月 7 日必着） (3)FAXによる送付 FAX番号：0261-21-3801 (4)電子メールによる送付 メールアドレス：<a href="mailto:koutsu@city.omachi.nagano.jp">koutsu@city.omachi.nagano.jp</a></p> <p>【提出先】 〒398-0002 長野県大町市大町 3872-7 大町市総合情報センター内 情報交通課 交通政策係</p>

8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「大町市地域公共交通計画（案）」への意見  (2) 住所又は所在地  (3) 氏名又は団体名  (4) 電話番号  (5) 意見本文</p> <p>※提出された氏名等の個人情報は、「大町市個人情報保護条例」に基づき、適切に扱うものとします。</p> <p>※(1)～(4)の項目が欠けている場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。</p>
9	提出された意見の取扱い等	<p>(1) 意見募集期間終了後、意見の整理を行い資料として活用するとともに、後日、市ホームページで公表します。</p> <p>(2) 住所・氏名を除き、そのままの形で公表する所以ありますので、個人が特定されるような内容は意見本文に記入しないようにしてください。</p> <p>(3) 意見を受領した旨の連絡は行いません。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見提出は取扱いません。</p>
10	担当(問合せ先)	<p>大町市 総務部 情報交通課 交通政策係  電 話 0261-85-0070 (直通)  FAX 0261-21-3801</p>

(パブリックコメント手続様式)

## 意見（パブリックコメント）提出様式

計画等の名称	大町市地域公共交通計画（案）
住 所	
氏 名	
電話番号	

貴方が該当するものに☑を付けてください。

(  市内在住 ・  市内事業所を所有 ・  市内在勤 ・  市内在学 )

該当頁	意見、情報、提言等

※意見等の提出は任意の様式でも可能ですが、住所、氏名、電話番号は必ず記入ください。

(締切日) 令和7年3月7日（金）必着

(提出先)

- ▶ 持参 市情報交通課窓口、八坂支所、美麻支所
- ▶ 郵送 〒398-0002 長野県大町市大町 3872-7 大町市総合情報センター内 情報交通課交通政策係
- ▶ FAX 0261-21-3801
- ▶ 電子メール) [koutsu@city.omachi.nagano.jp](mailto:koutsu@city.omachi.nagano.jp)

※メールで送付の場合、件名を「大町市地域公共交通計画（案）への市民意見」としてください。